

令和4年度 第2回精華町入札監視委員会 議事概要

日 時	令和4年11月17日(木) 15時00分～16時30分	
場 所	精華町役場 庁舎5階 501・502会議室	
出席委員	委員長 安保 嘉博(弁護士) 委員 川勝 健志(京都府立大学副学長) 委員 横田 慎一(公認会計士)	
議 事 概 要	1. 開会 2. 議事 1) 入札及び契約手続の運用状況等について 2) 抽出案件に関する入札経緯等について 3) 次回抽出委員の選出について 3. その他 4. 閉会	
審議対象期間	令和4年4月1日 ～ 令和4年9月30日	
審議対象件数	[工事] 40件	
内 訳	一般競争入札	40件
	指名競争入札	0件
	随意契約	0件
抽出案件	5件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問	回答等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	○抽出案件に関する入札経緯等について 具申すべき特段の意見はない。なお、各委員から出された質問・意見について今後の入札契約事務において参考にされたい。	

2 議事

1) 入札及び契約手続の運用状況等について

意見・質問	回答等
○資料4について、物価高騰により高落札となっている案件が多い。他の自治体でも物価高騰による入札不調があると聞いており、町	○高落札となっている案件について、年何回かある単価改定を実施しているのみで、物価高騰に伴う単価等の修正は行っていない。

<p>では物価高騰に対し、どのような対応をとっているのか。</p> <p>○入札不調が増えて、全庁的に対応する必要が生じている訳ではないということか。</p>	<p>○単価については設計時から変更せず、契約締結後にスライド等を適用できるような対応を行っている。</p>
---------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------

2) 抽出案件に関する入札経緯等について

①学研南田辺・狛田地区狛田東開発(仮称) 狛田東配水池築造等工事…一般競争入札

意見・質問	回答等
<p>○入札参加業者が2者しかいなかった理由は。</p>	<p>○技術者の問題、JV結成が困難であったのではないかと考えている。</p>
<p>○JV発注である必要があったのか。</p>	<p>○専門的な工事であり、施工実績を求める必要もあるため、町外業者の参加を求めた。</p>
<p>○JV発注ではなく、単独発注でこのような施工実績を付けることはできないのか。</p>	<p>○JV発注の考え方は、町内業者の育成である。親(代表者)の技術を子(構成員)が学び、技術力を向上してもらうことが目的であり、構成員を町内業者としている。</p>
<p>○最低制限価格とほぼ同額となっているが、なぜこうなるのか。</p>	<p>○もともと公表されている単価等までは掲載していないが、積算に必要な見積単価や歩掛等を積算参考資料により公表しており、また、最低制限価格の算出方法も公表していることから、このような結果になっていると考える。</p>
<p>○入札参加可能業者数が代表者44者となっているが、2者しか入札参加がなかった。 今後の課題として、競争性を担保するための分析が必要ではないか。</p>	<p>○競争性を確保するため、建設業界向けの新聞に入札公告を掲載し、周知を図っている。また、予算書や発注見通しの公表も行っており、営業に来られている業者もいたが、結果的に2者の入札参加であった。京都府の入札等も勉強しながら考えていきたい。</p>

②令和4年度 植田堂ヶ島開発に伴う水道管布設工事

…一般競争入札

③令和4年度 祝園神木段開発に伴う水道管布設工事

…一般競争入札

※委員要望により、2案件を一緒に検証

意見・質問	回答等
<p>○辞退理由の把握は。</p> <p>○入札に参加したのに辞退することは、良いのか。辞退が目立つ業者は、次回の入札に参加させない等、厳しい姿勢を示す必要があるのでは。</p> <p>○案件①と同じで、入札参加が少ない。 入札が成立するという観点では、1者入札でも法的に問題はない。しかし、競争入札という観点では、一定の競争性を担保することを意識しておく必要がある。(例えば、入札参加可能業者数の3分の1程度など)</p> <p>○辞退理由を口頭で確認しているとのことだが、書面で提出してもらうことは業者にとって負担となるのか。</p>	<p>○案件②については、町内の別の工事を落札されたことで技術者の確保が困難となった。 案件③については、管工事の手持ち工事制限に該当したため、辞退となった。</p> <p>○本町では、京都府と同様の取扱いをしており、入札の参加、辞退は権利である。</p> <p>○書面で提出させることは、提出の手間等が負担であると考えため、口頭で確認をしている。</p>

④令和4年度 精北小学校南校舎屋上防水等改修工事

…一般競争入札

意見・質問	回答等
<p>○最低制限価格に張り付く傾向がある中で、失格者が多い理由は。</p> <p>○予定価格の積算に問題はなかったのか。</p>	<p>○過去の防水工事でも失格者が多かったこともあり、業者が最低制限価格の算出方法(中央公契連モデル)を熟知していないと考えられる。</p> <p>○確認したが、問題なかった。</p>

⑤令和4年度 山田荘小学校北校舎等便所改修工事

…一般競争入札

意見・質問	回答等
<p>○2者の応札で、1者が高落札、もう1者が失格となっている理由は。</p>	<p>○高落札は、国費を充当している関係で3月中に積算を実施しており、開札までの間の材料単価の高騰が原因であると考え。</p> <p>失格は、同時公告したもう一つの便所改修工事においても失格となっていることから、</p>

別紙

<p>○他の案件と比べると、入札参加までの期間が短いように感じるが。</p> <p>○建設業法で決まっているのは最低の期間であるのか。また、そうであるならばそれ以上に長く設定することはできるのか。</p>	<p>最低制限価格の算出方法（中央公契連モデル）を見間違えていると考える。</p> <p>○建設業法で期間が決まっているため、それに基づき設定している。</p> <p>○最低の期間である。そのため、それ以上に長く設定することはできるが、業者負担や物価高騰の影響を受ける可能性が考えられる。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------